

令和 6 年12月教育委員会定例会会議議事録要旨

- 1

招集年月日

令和 6 年12月19日（木）午前10時00分

開会
- 2

招 集 場 所

喜多方市役所本庁舎 4 階

第 3 委員会室
- 3

出 席 者

教育長

一番委員

二番委員

三番委員

四番委員

佐 川 正 人

高 橋 明 子

長 田 聡 子

山 口 謙太郎

遠 藤 一 幸
- 4

出 席 職 員

教育部長

参事兼生涯学習課長

教育総務課長

学校教育課長

文化課長

中央公民館長

生涯学習課主幹

文化課主幹

教育総務課長補佐

学校教育課長補佐

学校教育課長補佐

生涯学習課長補佐

文化課長補佐

中央公民館長補佐

生涯学習課複合施設開設準備室係長

佐 藤 茂 雄

佐 藤 洋

真 壁 由 美

安 藤 裕 明

田 中 勲

佐 藤 秀 一

小 川 修 一

片 岡 洋

高 橋 亮 慈

五十嵐 健 一

生 江 紀 彦

富 田 真 紀

福 地 精 治

田 中 正 文

長 澤 寿 洋
- 5

閉 会

午前11時23分

1 開会 午前10時00分、教育長から、12月定例会の開会が告げられた。

2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。

3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。

4 会議録の承認 教育長から、令和6年11月の教育委員会定例会議事録について、その承認の可否を諮ったところ、以下の質問があった。

高橋委員 非公開の部分が記載された議事録要旨は個人で保管して良いのか。回収するのか。

教育総務課長 取り扱いに注意していただき、保管をお願いします。なお、非公開の部分はホームページに掲載されません。

他に意見等がなく、教育長から承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和6年11月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第23号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第25号 後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長 後援の承認について、11月定例会以降、後援4件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。
事前質問がありました件について担当課から回答します。

学校教育課長

後援1番の「令和6年度雷神山育樹祭 秋の森づくり会」につきまして、当事業は、第三期整備計画（令和3年度から7年度の5ヵ年計画）に基づき実施しているところです。なお、頂上までの具体的な植樹計画はないとのことです。

次に、地元参加者への呼びかけについてですが、植樹祭当日は雪囲い設置作業も同時に行うため、高郷小学校や高郷中学校、花の森づくり実行委員会、行政区、老人クラブへ参加の呼びかけをしているとのことです。当日は55名の参加があり、高郷小学校では6年生5名、高郷中学校は1年生から3年生まで28名が参加しております。

なお、高郷小学校6年生5名と高郷中学校3年生7名が記念植樹を行ったところでございます。高郷中学校の1年生と2年生はチューリップの球根を植える作業を行ったとのことです。

最後に、町外、市外からの参加者はなかったとのことです。
以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第26号 喜多方市人づくりの指針推進会議委員の委嘱について

教育長が、報告第26号 喜多方市人づくりの指針推進会議委員の委嘱について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長

喜多方市人づくりの指針推進会議設置要綱に基づき、5名を委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日であります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

遠藤委員

委嘱日が4月1日となっているが、提案時期が今となった理由を教えてください。

参事兼生涯学習課長

開催時期にあわせて委嘱を行ったためです。

遠藤委員

社会教育委員等の委嘱は審議事項として定例教育委員会で審

議しているが、人づくりの指針推進会議委員は報告事項となるのか。その違いを教えてください。

参事兼生涯学習課長 人づくりの指針推進会議は11月に開催し、その際に委嘱したことから報告事項とさせていただきました。通常は教育委員会の審議事項として審議していただくものです。

遠藤委員 委嘱する前の定例会で審議事項として上げるべきだったと考えますが、いかがでしょうか。

参事兼生涯学習課長 今後そのようにしてまいります。

高橋委員 委員の所属等について、全員継続となっていますが、前回から変更が生じているところがあれば教えていただきたい。
また、会議の年間開催数と人づくりの指針を今後どのように推進していくのか教えていただきたい。

参事兼生涯学習課長 委員の所属等に変更ございません。
会議の開催数は年1回です。また、人づくりの指針は保護者で約8割程度認知されているものの、それ以外の市民はあまり認知されていないことが課題でございます。
今後も、街頭における啓発活動や様々なメディアツールを活用するなど、認知度向上に向けた活動の継続、充実した取組を実施していきたいと考えています。
以上です。

山口委員 委員の中に市議会議員の方もおられますが、委嘱可能なのでしょうか。

参事兼生涯学習課長 特に問題ございません。

長田委員 今回は全員が継続なので支障ないかもしれませんが、新規委員の場合は委嘱日が4月1日となると随分遡って提示されることとなります。新規委員のことを考えると委嘱日を検討した方が良いでしょう。
また、委員の所属は教育委員会内で統一して掲載した方が良いでしょう。

参事兼生涯学習課長 委嘱日に関連して、全体的に会議開催の時期を早めるなど検討してまいりたいと思います。

また、委員の所属の記載につきましても検討してまいります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

事務局から審議事項のあとに、協議事項 1 件を追加したい旨説明を行った。

教育長から、協議第 1 号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項但し書きの規定に基づき、非公開で実施するかどうかを諮ったところ、全員に異議なく、非公開により審議することとなった。

議案第 35 号 喜多方市美術館において収蔵する美術作品等に係る諮問について

教育長が、議案第 35 号喜多方市美術館において収蔵する美術作品等に係る諮問について説明を求めた。

文化課長

喜多方市美術館条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、喜多方市美術館において収集、保管、展示する下記的美術作品等について、喜多方市美術品収集委員会へ諮問するものです。

提案理由は、喜多方市美術館における収蔵候補作品について、収蔵に値するかを喜多方市美術品収集委員会へ諮問し、意見を求めるものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

長田委員

資料内容について何点か相違がありますので、確認をお願いしたいと思います。

文化課長

改めて確認作業を行い、早急に資料を差し替えてお渡ししたいと思います。申し訳ございません。

高橋委員

収蔵作品が増えると展示する機会が少なくなり、市民の目に届かなくなるのではないかと思います。常設展の開催が難しい状況と伺っていますが、他の施設の一角を利用するなど、入れ

替え展示等で収蔵品の展示機会を増やすことは可能でしょうか。

また、収蔵品の保管場所は大丈夫なのか伺います。

文化課長

収蔵作品が多くなりますが、入れ替えしながら様々な収蔵作品を展示していきたいと考えています。

ご意見等の内容につきましては、来年度からの指定管理に係る仕様書へ反映するなど、より多くの収蔵作品展を何らかの形で皆さんにご覧いただけるよう、美術館とともに対応してまいりたいと思います。

2点目の、収蔵庫の関係ですが、美術館からも、作品が多くなってきたために収蔵場所が狭くなってきたとの話をいただいております。今後どのような形で収蔵庫を増築するか、予算の関係もございますので、今後検討して参りたいと思います。

山口委員

寄贈者は、基本的には無料で寄贈されているのか。

文化課長

絵画等につきましては、入賞作品には賞金を出しており、その関係から「そのまま市で収蔵していただきたい」という申し出がございます。そのような寄贈の申し出がほとんどでございます。

長田委員

喜多方市美術品収集委員会へ諮問する際には、本日の資料の他に、現物の提示や更に詳しい資料を用意するのでしょうか。

また、最後の作品は図書館から美術館へ書簡替えとなっているが、図書館の建設に関連したものなのか伺いたい。

文化課長

1点目につきましては、実際に作品をご覧いただき審査していただいております。また、別途詳細な資料を作成しております。

2点目につきましては、図書館の建設とは関係ございません。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第 36 号 喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問について

教育長が、議案第 36 号 喜多方市指定有形文化財の指定に係る諮問について説明を求めた。

文化課長

喜多方市文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、喜多方

市文化財保護審議会へ諮問するものです。

提案理由は、喜多方市指定有形文化財として指定することについて、喜多方市文化財保護審議会へ諮問し、意見を求めるものがあります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

山口委員 どちらの仏像も曲枳（きょくろく）という椅子に座っていますが、曲枳も含めての有形文化財の指定でよろしいか。

文化課長 曲枳も含めての指定となります。

長田委員 二つの座像は年代もかなり違いますけれども、曲枳はそんなに相違がないように思いますが、この曲枳はそれぞれの座像と同じ年代につくられたものなのか。

文化課長 同じ年代に作られたものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 協議事項

協議第1号 ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業（第二期工事）に係る
今後の方向性について（中間報告）

（非公開）

8 連絡事項

令和6年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和7年1月16日（木）午前10時から開催することを説明した。

9 閉会

午前11時23分、教育長から、閉会が告げられた。